

様式第十号(1)(第五十二条関係)

(裏 面)

注意事項

1. 事業主からこの証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. この証の記載事項に変更があった場合には、資格確認書にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「対象者」の欄の「氏名」欄に本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

健康保険高齢受給者証			
令和 年 月 日交付			
記号		番号	(枝番)
被 保 険 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
対 象 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	住 所		
発 効 年 月 日		令和 年 月 日	
有 効 期 限		令和 年 月 日	
一 部 負 担 金 の 割 合			
保 険 者	保 険 者 号 名 称 及 び 印		